

通 報

大ト協第75号
平成29年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

平成29年度 EMS機器（デジタルタコグラフ）導入にかかる 助成について（ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当協会では、エコドライブの実践について効果があるとされるEMS機器（デジタルタコグラフ）について、導入費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 募集期間

（一次募集）平成29年4月1日（土）～平成29年8月31日（木）

（二次募集）平成29年12月1日（金）～平成30年2月28日（水）（予定）

※上記期間内であっても、一次・二次募集それぞれの助成予算枠に達した時点で受付を終了させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。（終了の際は、大ト協ホームページTOPICS欄にてご案内）

2. 助成対象機器 別表 平成29年度全ト協選定助成対象機器一覧（EMS機器）

（公社）全日本トラック協会の定めるEMS機器（デジタルタコグラフ）とし、アナログタコグラフは助成いたしません。

助成対象機器に追加・変更等がありましたら、トラック広報および大阪府トラック協会ホームページの「各種助成事業」欄でご案内いたします。

3. 助成額・上限台数

車載器1台につき本体価格の1/2、かつ上限2万円まで、1事業者あたり一次・二次募集あわせて20台までとします。

4. 助成条件（以下のすべてに該当する必要があります）

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両（大阪・なにわ・堺・和泉ナンバー）に、新品の機器を装着すること。（被けん引、軽自動車、自家用車を除く）
- 本体価格のみに助成し、消費税・事務所用機器・解析ソフト・取付工賃等は助成対象外とします。
- 賃貸借・中古機器等は助成対象外とします。
- 平成29年4月1日以降、導入・装着した機器を助成対象とします。
- 1台でEMS機能とドライブレコーダー機能両方を備えている機器のうち、（別表）助成対象機器一覧のDR一体型欄に○印がついている機種のみ、ドライブレコーダーとしても助成申請できます。
- 国の補助金が交付された機器については、重複助成いたしません。**
- ASV（先進安全自動車）との重複助成はいたしません。**

5. 必要書類（郵送可）

- ①（様式1）EMS機器導入助成金交付申請書兼誓約書
 - ②（様式2）EMS機器導入内訳書 ※機器メーカー名等は、（別表）を参照してください
 - ③（様式3）EMS機器装着証明書
 - ④（様式4）暴力団排除の誓約書 ※平成29年度中に他の助成事業で提出済の場合は不要
 - ⑤請求書（写）
 - ⑥領収証（写）（振込明細書等（写）も可）
リース契約の場合はリース契約書（写）、割賦購入の場合は割賦販売契約書（写）
 - ⑦車検証（写）
 - ⑧その他
- 請求書、見積書は、機器メーカー名・機器名称・型式・本体価格等が明記されていること。
- 請求書の額と領収証（または振込明細書等）の額が同じであること。数件の請求書を合算して支払った場合は、すべての請求書（写）を添付してください。
- 請求書は、該当箇所のみならず、全ページの写しを添付してください。
- 車両と機器を一括で導入する場合は、車両見積書（写）を添付してください。
- 機器のみをリース契約および割賦購入する場合は、機器の見積書（写）を添付してください。

- 振込明細書等は、振込日、金額、振込元、振込先等がわかるものであること。
切り貼りや修正があるもの、通帳の写しは不可とします。
- 領収証等の代金領収日が、平成29年4月1日以降であること。
- 手形でのお支払は、平成30年3月末までの決済分が助成対象となりますので、領収証（写）の余白部分に手形決済日（支払期日）をご記入ください。
- リース契約書や割賦販売契約書等に、契約日が記載されていること。また、契約書等に登録車両番号が記載されていない場合は、物件受領証等の車両番号がわかるものの写しを添付してください。
- 一次募集終了後から、二次募集開始までの間は、申請書類を受領いたしません。
- 申請書類の写しを手許で保存される場合は、各社にて申請前にコピーを取っておいてください。
- 記入を訂正する場合、修正液等は使用せず、二重線で消した上から書き直してください。（訂正印不要）

(申請ならびに問合せ先)

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西 2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 交通・環境部 TEL (06) 6965-4033

(様式 1)

平成 年 月 日

_____ 支部

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

〒 _____

住 所 _____

事業者名 _____

代表者名 _____

Ⓜ

電話番号 _____

担当者名 _____

※貴社印（丸印）を押印してください

平成 29 年度 EMS 機器導入助成金交付申請書兼誓約書
(一次 、 二次) ……いずれかを○で囲んでください

当社車両にEMS機器を導入するにあたり、下記のとおり助成金を申請いたします。
なお、機器の導入に対して、国の助成金交付申請を行わない（行っていない）ことをここに誓います。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (_____ 台)

2. 助成金振込口座

金融機関名 _____ 支店名 _____ 口座種別 (当 座 ・ 普 通)

口座番号 _____ フリガナ
口座名義 _____

3. 添付書類

- ・ (様式 2) 機器導入内訳書
- ・ (様式 3) 機器装着証明書
- ・ (様式 4) 暴力団排除の誓約書
- ・ 請求書 (写)
- ・ 領収証 (写) (振込明細書等 (写) も可)、リース契約書 (写)、割賦販売契約書 (写)
- ・ 車検証 (写)
- ・ その他

EMS 機器導入内訳書

	装着車両登録番号	機器メーカー名	機器名称	型式	本体価格 (税抜)	助成額	装着年月日
1	(大阪・和泉・なにわ・堺)						年 月 日
2	(大阪・和泉・なにわ・堺)						年 月 日
3	(大阪・和泉・なにわ・堺)						年 月 日
4	(大阪・和泉・なにわ・堺)						年 月 日
5	(大阪・和泉・なにわ・堺)						年 月 日
6	(大阪・和泉・なにわ・堺)						年 月 日
7	(大阪・和泉・なにわ・堺)						年 月 日
8	(大阪・和泉・なにわ・堺)						年 月 日
9	(大阪・和泉・なにわ・堺)						年 月 日
10	(大阪・和泉・なにわ・堺)						年 月 日
11	(大阪・和泉・なにわ・堺)						年 月 日
12	(大阪・和泉・なにわ・堺)						年 月 日
13	(大阪・和泉・なにわ・堺)						年 月 日
14	(大阪・和泉・なにわ・堺)						年 月 日
15	(大阪・和泉・なにわ・堺)						年 月 日
16	(大阪・和泉・なにわ・堺)						年 月 日
17	(大阪・和泉・なにわ・堺)						年 月 日
18	(大阪・和泉・なにわ・堺)						年 月 日
19	(大阪・和泉・なにわ・堺)						年 月 日
20	(大阪・和泉・なにわ・堺)						年 月 日

(装着証明者)

所在地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ (印)

電話番号 _____

※装着証明者の会社印 (丸印) を押印してください

E M S 機 器 装 着 証 明 書

下記事業所保有の車両に対し、下記のとおり当社がEMS機器を装着したことを証明いたします。

【導入事業所】所在地 _____

事業者・事業所名 _____

No.	装着車両番号	装着機器			装着年月日
		機器メーカー名	機器名称	型式	
1					年 月 日
2					年 月 日
3					年 月 日
4					年 月 日
5					年 月 日
6					年 月 日
7					年 月 日
8					年 月 日
9					年 月 日
10					年 月 日
11					年 月 日
12					年 月 日
13					年 月 日
14					年 月 日
15					年 月 日
16					年 月 日
17					年 月 日
18					年 月 日
19					年 月 日
20					年 月 日

※ ディーラー・自動車修理工場・販売店等に依頼し、作成してください。

(様式 4)

平成 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

※貴社印（丸印）を押印してください

誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者